

## 第2回医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 次第

日時：平成26年(2014年)11月17日(月)

午前10時から12時まで

場所：大津合同庁舎7-A会議室

### 開 会

#### 1 医療的ケア児童生徒通学支援研究事業について

- ・第1回研究会議後の経過について
- ・研究事業市町説明会について
- ・今後に向けて

#### 2 その他

### 閉 会

医療的ケア児童生徒通学支援研究会議メンバー表

氏名	所属	職
安藤 宗久	県教育委員会学校支援課 特別支援教育室	室長
大橋 太	滋賀県町村教育長会 (甲良町教育委員会学校教育課)	課長
神辺 功	滋賀県町村会 (豊郷町保健福祉課)	課長
木下 康幸	県立甲良養護学校	学校長
口分田 政夫	びわこ学園医療福祉センター草津	施設長
古株 ひろみ	滋賀県立大学人間看護学部	准教授
鈴野 崇	県健康医療福祉部障害福祉課	課長
多久島 尚美	訪問看護ステーション連絡協議会 (訪問看護ステーションちょこれーと)	所長
寺田 仁美	滋賀県市長会 (守山市健康福祉部障害福祉課)	課長
中島 秀夫	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長
西谷 淳	滋賀県都市教育長会 (甲賀市教育委員会学校教育課)	参事
村井 龍治	龍谷大学社会学部	教授

アイウエオ順（敬称略）

# 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 公開方針

## 第1 趣旨

この方針は、医療的ケア通学支援研究会議（以下、「研究会議」と言う。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の公開・非公開の取扱い

- 1 研究会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、研究会議を非公開とすることができる。
  - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について意見を述べる場合
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な意見聴取に支障が生じるおそれがあると認められる場合

## 第3 会議の開催の周知

研究会議は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ会議開催案内を作成し、原則会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

## 第4 公開の方法等

研究会議の公開方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

- 1 会議の傍聴
  - (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長（以下、「障害福祉課長」と言う。）および滋賀県教育委員会事務局学校支援課長（以下、「学校支援課長」と言う。）が傍聴を許可する。なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっては、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。
  - (2) 傍聴者の定員は、10名とする。ただし、会場の都合等やむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。
  - (3) 会議の一部を非公開とする場合、障害福祉課長および学校支援課長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴者ならびに報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。
  - (4) 傍聴者は、抽選により決定する。ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。
  - (5) 障害福祉課長および学校支援課長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。
- 2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において会議概要を作成し、原則として1か月以内に会議資料とともに県民活動生活課県民情報室に送付して閲覧に供するものとし、併せて必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

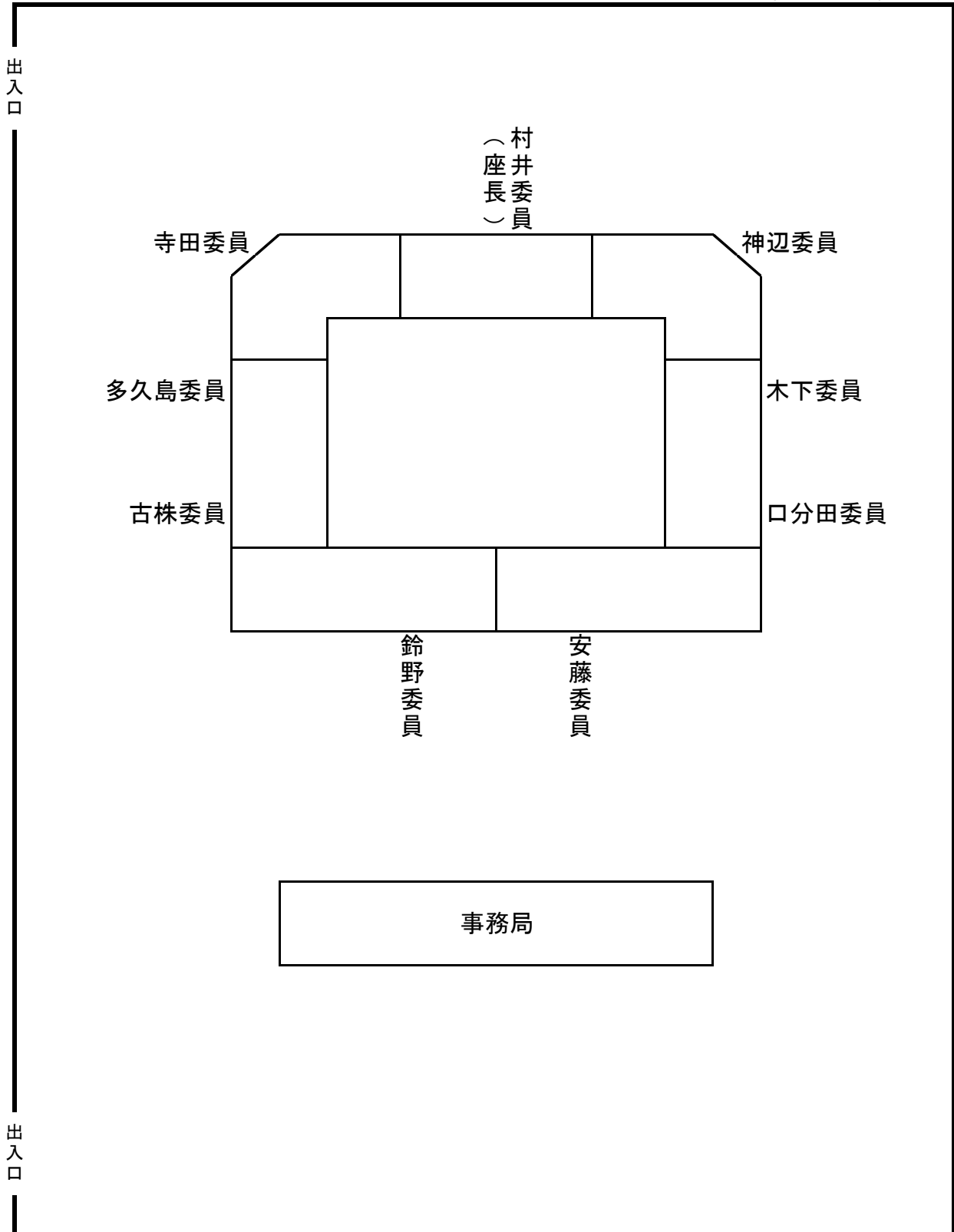
ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項については、公開しないこととすることができる。

## 第5 その他

本方針に定めのない事項は、障害福祉課長および学校支援課長が必要の都度定めるものとする。

# 第2回 医療的ケア児童生徒通学支援研究会議 座席表

平成26年11月17日 滋賀県大津合同庁舎7A会議室



## 医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業について

### 1. 実証研究を行うに至る経緯

本県の知肢併置の特別支援学校に自宅から通学する児童生徒のうち、医療的ケアを必要とする児童生徒は103名（平成26年5月1日現在）であり、このうちスクールバスを利用する者が53名、往復とも保護者の送迎により通学する者が50名となっています。

スクールバスについては、従来、児童生徒の通学の利便性を図ることを目途に県教育委員会により配備が進められてきましたが、医療的ケアを必要とする児童生徒については、スクールバス車内での医療的ケアの実施に安全性が担保できない等の課題があることから、保護者の送迎による対応とされてきた経緯があります。

平成24年度に、医療的ケアを必要とする児童・生徒を送迎している保護者に対し、学校と県教育委員会の担当者による聞き取り調査が行われ、保護者からは、「体調不良時に送迎を代わってほしい」「毎日の通学でなくてもよい。朝ではなく、帰りや週一回ないし月一回でもお願いしたい」などの意見が寄せられました。

こうしたことから、保護者の負担軽減に向け、県教育委員会、県障害福祉課ならびに関係者・関係機関が連携しながら、それぞれの立場で何ができるかを調査・研究することとし、昨年度、「医療的ケア児童生徒通学支援研究会議」を設置しました。

研究会議においては、医療、教育、福祉の分野から、既存の制度をはじめ様々な可能性について議論が行われ、昨年11月にとりまとめられた中間まとめでは、出てきた課題に対して、「既存制度の枠組を活用し、保護者の負担を軽減する仕組みを組み立て、検証・評価する実証研究を行い、どのようにして保護者の負担を少しでも軽減できるのか、その方策を引き続き探ることが望ましい」とされました。

この中間まとめを受けて、県としては、現在市町が実施している移動支援事業（地域生活支援事業）を活用して、保護者の負担を軽減するための送迎方法を検証・評価するための実証研究について、市町のご協力を得て実施したいと考えています。

研究会議については、今年度も、委員数を増やして新たな会議として設置して議論を行っ

ているところであり、実証研究の実施結果についてもこの研究会議に報告した上で、引き続き議論を行うとともに、移動支援事業以外の取組についても議論を行っていくことを予定しています。

## 2. 実証研究事業の概要

実証研究については、移動支援事業（地域生活支援事業）を実施している市町に県が事業を委託する形で実施したいと考えています。

### 【委託内容】

- ・ 特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒について、移動支援事業を行う事業者の車両に看護師を同乗させた形での送迎の実施
- ・ 送迎実施にあたっての具体的な実施方法等を検討するための「実証研究実施調整会議」（市町、県障害福祉課、県教育委員会、特別支援学校等）の開催（下記3を参照）
- ・ 送迎実績（送迎回数、送迎ルート、所要時間、医療的ケアの実施状況等）および「実証研究実施調整会議」の検討経過（委託先市町が設置・開催する場合）の報告

### 【委託費】 519 千円

※委託費に含まれる経費 … 人件費（看護師雇用経費）、損害保険料、連絡調整旅費、需用費等

### 【委託期間】 平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月の 6 か月（予定）

※事業の開始時期については、委託先の市町との調整次第で変更も可能。

### 【実施要領】

- イ. 車両 1 台につき、児童 1 名、看護師 1 名、運転者 1 名の乗車を原則とします。  
ただし、原則によらない場合（例：車両 1 台に 2 名の児童の乗車）についても、保護者の同意を得た上で、関係者の合意が得られれば可とします。
- ロ. 送迎を実施する児童の人数に制限はありません。
- ハ. 主として、学校から対象児童宅（もしくは放課後の活動場所）への送迎を対象として実施することとします。なお、保護者の要望により、朝の登校時の送迎を対象とすることも可とします。

二. 学校から保護者もしくは児童の介護者に児童を引き継ぐまでを1回として、延べ計40回の送迎を実施することとします。

### 3. 「実証研究実施調整会議」について

実証研究の実施にあたっては、

- ・ 移動支援事業者の選定
- ・ 看護師の確保
- ・ 医療的ケアの質の確保
- ・ 児童の体調が急変した場合などの緊急時の医療の安全面の確保
- ・ 送迎ルートの決定

といったことが主な課題として挙げられます。

これらの課題について、送迎する児童の個々のケースに応じた具体的な対処策を検討するため、委託先市町の求めに応じて、当該市町の選択により、県が主催または市町が主催して県が参画する「実証研究実施調整会議」を設置し、委託先市町、県障害福祉課、県教育委員会のほか、児童が通学する特別支援学校等の関係者が参画して、それぞれの立場で知恵を出し合いながら、実際に送迎に関わる保護者負担を軽減できる仕組みを組み立てます。

#### ○移動支援事業所の選定

委託先市町が従前より移動支援事業を委託している事業者や、県障害福祉課が移動支援事業者を対象として実施した調査において条件付きで医療的ケアを要する児童生徒の送迎が可能と回答のあった事業者などから、市町および県障害福祉課において候補となる事業者を選定し、個々の事業者に対して実証研究の趣旨説明および事業への協力依頼を行います。

#### ○看護師の確保

児童生徒の障害特性への理解や必要な技能（手技）を有する看護師が求められますが、昨年度の研究会議の中間まとめにおいては、「日頃から児童生徒の状況を把握し、対象となる児童生徒一人ひとりに応じた処置に通じている学校看護師の活用が最もふさわしいのではないかとこの意見があった」とまとめられています。

こうしたことを踏まえると、引き続いて学校看護師の活用を検討していく必要がありますが、先日開催された研究会議でも、看護師の確保の難しさが大きな課題として指摘されており、それ以外の方法についても同時並行であらゆる可能性を検討します。

### (確保策①) 学校看護師の活用

→ 移動支援事業者が、児童生徒の在籍校の学校看護師の雇用を検討する際には、当該在籍校の特別支援学校と相談しながら、検討していくこととします。

### (確保策②) 児童生徒が在宅で訪問看護を利用している場合

→ 市町が中心となって、保護者とも相談の上、利用している訪問看護ステーションに事業への協力を依頼することについて検討していくこととします。

### (確保策③) 地域の医療人材の活用

→ 県障害福祉課が中心となって、看護協会や訪問看護ステーション連絡協議会などの関係団体に協力を依頼するとともに、その地域の個別の事業所にも訪問して協力を依頼することについて検討していくこととします。

## ○医療的ケアの質の確保

移動支援事業者およびその事業者の車両に同乗する看護師が決まった後、市町が保護者の同意を得た上で、児童生徒のかかりつけ医から児童生徒に必要な医療的ケアの具体的な内容に関する情報を看護師とともに収集し、市町、看護師、移動支援事業者および学校との間で情報共有を図ります。

## ○緊急時の医療の安全面の確保

児童の体調が急変した場合などの緊急時の対応については、市町において、保護者の同意を得た上で、看護師とともに児童生徒のかかりつけ医にあらかじめ相談し、搬送する医療機関などを決めておくこととします。

その際、かかりつけ医の医療機関以外に、地域の基幹病院や小児保健医療センターの協力がが必要な場合には、県障害福祉課において地域の医師会や病院事業庁に協力を依頼します。

## ○送迎ルートの決定

送迎ルートについては、特別支援学校が実施しているスクールバスの運行経路も参考にしながら、緊急時に搬送する医療機関の所在地なども考慮して、市町、移動支援事業者、保護者、特別支援学校の間で調整して決定し、その他の関係者との情報共有を図ります。

※このほか、保護者への事業内容の説明も含めて、調整会議の議論の中で生じる様々な課題について、県障害福祉課および県教育委員会も積極的に参画して取り組みます。



(実証研究実施調整会議における関係者の整理)

		市町	県障害福祉課	県教育委員会・特別支援学校	その他
移動支援事業所の選定		○	○		
看護師の 確保	①学校看護師		○	○	移動支援事業者
	②訪問看護師	○	○		
	③地域の医療人材		○		
医療的ケアの質の確保		○	○	○	看護師
緊急時の医療の安全面の確保		○	○		看護師
送迎ルートの決定		○	○	○	移動支援事業者

#### 4. 送迎中に医療事故が起こった場合の責任について

生徒児童の送迎中に医療的ケアによって医療事故が生じた場合、通常の移動支援事業における事故の場合と同様に、民事責任および刑事責任が課される可能性があります。

その上で、特に医療事故に関して言えば、民事責任については、看護師に対する不法行為責任（民法第709条）、看護師を使用する者に対する使用者責任（民法第715条）などにより損害賠償を求められることが考えられます。この場合の使用者については、移動支援事業者と看護師の契約関係（雇用契約か、請負契約か）によって事業者が使用者となる場合があります。

なお、こうした民事責任については、委託費に含まれている損害保険料を用いて民間保険に加入することにより、保険金の支払いによって損害を賠償することになります。

また、刑事責任については、看護師の所属や事業者との契約関係がどのようなものであるかに関わりなく、看護師本人に対する業務上過失致死傷罪（刑法第211条）により罪に問われる可能性があります。

#### 5. 委託事業としての実績報告について

委託期間の終了後、委託先市町には、実績報告書を提出していただきます。報告書の内容としては、別添の様式に沿って送迎実績（送迎回数、送迎ルート、所要時間、医療的ケアの実施状況等）を記載していただくとともに、「実証研究実施調整会議」を開催する場合には、その検討経過等（委託先市町が設置・開催する場合）についても報告していただくことを予

定しております。

## 平成26年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業公募要領

### 1 趣旨

医療的ケアを必要とする児童生徒(以下「要医療的ケア児童生徒」という。)の通学支援について、自宅から学校まで、往復とも保護者送迎により通学する児童生徒について、移動支援事業を活用した送迎の実施による通学支援の実証研究を行う。

### 2 研究の内容

- (1) 滋賀県立特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒について、障害者総合支援法の移動支援事業(地域生活支援事業)を行う事業者の車両に看護師を同乗させた形での自宅と学校間の送迎の実施
- (2) 送迎実施に当たっての具体的な実施方法等を検討するための「実証研究実施調整会議」の開催
- (3) 送迎実績(送迎回数、送迎ルート、所要時間、医療的ケアの実施状況等)、実証研究実施調整会議の検討経過の報告

### 3 計画書の提出方法

- (1) 提出様式 事業計画書
- (2) 提出先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1  
滋賀県教育委員会事務局学校支援課特別支援教育室
- (3) 提出期限 平成26年10月3日(金)

### 4 事業規模

- (1) 予算 519千円以内
- (2) 委託経費 本研究の実施に要する経費として認めるものは、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、再委託費とする。

### 5 選考方法

- (1) 提出された事業計画書をもとに書類選考を実施し、契約予定者1者を決定する。
- (2) 選考の結果は、すべての提出者に通知する。

## 6 選考基準

- (1) 送迎の対象となる児童生徒はいるか。
- (2) 再委託先となる移動支援事業所の確保の見込みはあるか。
- (3) 送迎時の看護師の確保の見込みはあるか。
- (4) 委託にかかる予算の確保の見込みはあるか。
- (5) 提案書の記載内容は適切か
- (6) 総合的に判断して有効な実証研究の実施が可能か。

## 7 選考方法

- (1) 6の選考基準により選考する。
- (2) 選考員は、次の4名とする。
  - ・滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
  - ・滋賀県健康医療福祉部障害福祉課企画調整担当参事
  - ・滋賀県教育委員会事務局学校支援課長
  - ・滋賀県教育委員会事務局学校支援課特別支援教育室長



## 平成26年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業委託要項

### 1 趣旨

本県では、県立特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒(以下「要医療的ケア児童生徒」という。)の通学支援について、医療的ケア児童生徒通学支援研究会議(以下「研究会議」という。)を設置し研究を進めてきた。

研究会議では、看護師の確保、送迎車両の確保、安全面の確保など様々な課題が示されたが、要医療的ケア児童生徒の送迎を担う保護者の負担軽減に向けた仕組みづくりについて、実証研究を行いながらこれを検証・評価し、引き続きその方策を研究していくこととしている。

### 2 委託事業の内容

- (1) 滋賀県立特別支援学校に通学する医療的ケアが必要な児童生徒について、障害者総合支援法の移動支援事業(地域生活支援事業)を行う事業者の車両に看護師を同乗させた形で  
の自宅と学校間の送迎の実施
- (2) 送迎実施に当たっての具体的な実施方法等を検討するための「実証研究実施調整会議」の  
開催
- (3) 送迎実績(送迎回数、送迎ルート、所要時間、医療的ケアの実施状況等)、実証研究実施調  
整会議の検討経過の報告

### 3 事業の委託先

市町

### 4 委託期間

事業の委託期間は、委託を受けた日から当該年度の3月末日までとする。

### 5 委託手続

- (1) 事業の委託を受けようとする市町は、別途定める事業計画書を滋賀県へ提出すること。
- (2) 上記(1)により提出された事業計画書は別に定める「医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業委託公募要領」に基づき、滋賀県(健康医療福祉部障害福祉課および教育委員会事務局学校支援課)が審査し、内容が適切であると認めた場合、業務を委託する。
- (3) 委託先に決定した市町は、事業実施計画書を提出する。

### 6 委託経費

- (1) 滋賀県は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費(賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、再委託費)を委託費として支出する。
- (2) 滋賀県は、委託費を、額の確定後、市町の請求により支払うものとする。ただし、市町が事業の完了前に必要な経費の支払いを受けようとし、滋賀県が必要と認めたときは、契約額の全部または一部を概算払するものとする。
- (3) 事業の実施過程において、事業計画の内容を変更する必要があるときは、滋賀県へ報告す

るものとする。ただし、事業計画のうち経費のみを変更する場合で、経費区分ごとの増減する額が、事業計画額の20%を超えない場合にはこの限りではない。

- (4) 委託費の収入および支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払いを証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。
- (5) 滋賀県は、事業の委託を受けた市町が本契約および要項等に違反したときは、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

## 7 再委託

本事業は事業の一部を移動支援事業を行う事業者に再委託することができる。

## 8 中間報告

事業の実施状況等について、委託期間中に報告を求める場合がある。

## 9 事業完了(中止等)の報告

市町は、事業が完了したとき、または中止等となったときは、事実績報告書を、事業が終了した日から10日を経過した日、または3月31日のいずれか早い日までに滋賀県へ提出すること。

## 10 委託費の確定

- (1) 滋賀県は、上記9(1)により提出された事業実績報告書について、その内容が適正であると認めるときは、委託費の額を確定し、市町へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 11 その他

- (1) 滋賀県は、市町における事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 滋賀県は、事業の実施に当たり、市町の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 滋賀県は、必要に応じ、事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 市町は、事業の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。

別紙様式1

医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業実施計画書

市町名

1. 実施予定期間

平成26年 月 日から平成 年 月 日まで

2. 対象児童生徒数

人

3. 実施予定回数

回

4. 再委託内容

5. 事業費

項目	金額	内 訳
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	



医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業実績報告書  
市町名

1. 対象児童生徒

委託事業者名	
児童生徒	養護学校      部      年生      才 氏名(イニシャル)
登下校中に必要なケア	
緊急時対応策	
看護師確保の方法	

2. 送迎実施状況

実施日	送迎区間	所要時間	送迎体制			医療的ケア実施の有無	ケアの内容
			児童生徒	看護師	運転士		

※1. 2. については、対象児童生徒ごとに作成・報告してください。

実証研究を実施してお気づきになったことを自由に記入してください
関係者の意見等その他にお気づきになったことを自由に記入してください (保護者)
(事業者)
(医療関係者)
(その他)

3. 経費の支出状況

経費の項目	支出額	支出内訳
	円	
	円	
	円	
	円	
再委託費	円	
計	円	

※再委託費については、その内訳についても記入ください。

平成 26 年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業委託契約書(案)

滋賀県知事三日月大造（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_市町長\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間において、平成 26 年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業に関し、この委託契約を締結する。

委託金額\_\_\_\_\_円

（委託事業の実施）

第 1 条 乙は「平成 26 年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業委託要項」および乙が提出した事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）に基づき、事業を実施する。

（委託事業の実施期間）

第 2 条 委託期間は、平成 26 年 月 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

（委託金の支払および経理）

第 3 条 事業実施に必要な経費（以下「委託金」という。）は精算払とする。ただし、甲が必要と判断したときは、概算払することができる。

2 委託金の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は、請求書を甲に提出するものとする。

3 乙は、委託金によって生じた利子については、事業実施経費に充てなければならない。

4 乙は、委託金に係る収入および支出を明らかにする帳簿を備え、委託金の経理を明らかにしておかなければならない。

（状況報告）

第 4 条 乙は、甲から事業の実施状況または委託金の経理の状況について報告を求められたときは、速やかにその状況を報告するものとする。

（事業計画の変更）

第 5 条 乙は、事業の実施の経過において、乙が甲に提出した実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、所要経費については、経費区分間で増減する額が委託費の総額の 20%を超えない場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除し、または変更することができるものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙がこの契約を遂行することが困難であると認めたとき。

(委託金の返納)

第7条 甲は、前条の規定により、この契約の全部を解除または変更したときに、既に支払われた委託金がある場合は、その全部または一部を返納させることができるものとする。

(報告書等の提出)

第8条 事業終了後（または契約を解除した時を含む。）10日以内または平成27年3月31日のいずれか早い日までに、乙は別に定める事業実績報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第9条 前条の規定に基づき事業実績報告書の提出を受けたときは、甲は、必要に応じ職員を派遣し、事業が契約の内容およびこれに附した条件に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

2 甲は、前項に規定する倍のほか、委託事業の実施状況および委託金の使用状況について調査する必要があると認めるときは、乙に対し報告させ、またはその職員に委託事業にかかる業務の状況もしくは帳簿、その他必要な書類を検査させることができる。

3 乙は前2項の検査に協力するものとする。

(額の確定)

第10条 甲は、前条の検査をした結果、第8条の規定する報告書等の内容が適正であると認めたときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、事業に要した実支出額とこの契約の委託金額のいずれか低い額とする。

(書類の保存)

第11条 乙は、第3条第4項の帳簿ならびに事業の実施にかかる収入および支出の内容を証明する書類を本委託費を受領した翌年度から5年間保存しなければならない。

(権利の帰属等)

第12条 乙は、事業の委託金により発生した権利がある場合には、事業完了後速やかに甲に帰属させるものとする。

(精算)

第13条 委託料の精算にあたり、精算額が委託金額を下回った場合は、精算額を委託料の額とし、変更契約書の締結は省略するものとする。

2 乙は、委託金の精算の結果、委託金および利子に残額が生じた場合は、甲の指示に基づき、その残額を返納するものとする。

(紛争の解決)

第14条 この契約について、甲・乙間に紛争が生じたときは、甲・乙協議の上、これを解決するものとする。

(未契約事項の協議)

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲・乙間において、協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲・乙両者は次に記名し、印を押すものとする。  
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

平成26年 月 日

(甲) 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県知事 三日月 大造 (印)

(乙) ○○ 市町 ○○ 番地  
○○市町長 ○○ ○○ (印)

医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業の実施説明会 市町意見  
平成26年9月18日(木) 北新館5C 9:45~12:10

■資料1 「医療的ケア児童生徒通学支援研究会議中間まとめ」について

- 寄宿舎を利用した対応は検討されていないのか。
- びわこ学園の中で教育を受けている方、訪問教育を受けている方、地域の小中に通う医療的ケアの必要なお子さんの問題でもある。
- 設置者である県教委が、県単独での検討や、制度の設置に向けての国への働き掛けを行っていくという事はないのか。
- 重度障害者地域包括支援事業、送迎に関して現行の福祉制度で対応できない中で市町の福祉としての優先順位をどう考えるか、検討されたのか。
- 事業所や看護師の法的な責任については議論されているのか。
- 本来、県立学校と教育で対応されるべきものがいつも福祉サイドにすりよってくる気がする。
- 移動支援事業が使われることは決定事項ではなく、まだ検討段階であるということは、学校の先生方に周知してもらいたい。
- 実証研究事業が行われることにより、移動支援事業に対してかなり期待感が生まれる可能性が高いので、誤解がないよう他の手立ても研究をするということをはっきりと言っていたきたい。

■資料2 医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業の内容について

- 圏域の保護者から実証研究事業に参加してもらいたいとの要望がある。
- 移動支援事業者の協力なしには難しい。送迎中の医療行為による事故の可能性もある。
- 市が手を挙げても協力してくれる事業所がなければ事業は実施できない。
- リスクが高いことから、事業者と看護師にも了解してもらえる損害保険に加入することが必要。
- 保護者の声の大きいところ、あるいは学校からやってほしいと声が届いている市町は、この事業に手を挙げなければ市町として苦しい。
- 市町に委託しなくても実証研究なので県事業として実行可能。そのフィールドとして市でやるのであれば、どこの市町もやり易い。
- 通学保障でないにしても、県立学校のできる範囲のことを、県教委、障害福祉課で実施していただきたい。
- 実証研究事業で本当に成果は見えてくるのか。1つの市にある資源は限られてくる。移動支援事業以外にも実際に検討の余地があるのかも疑問。
- 市町の移動支援事業の実施要綱で、通学を対象としているのか、やむを得ない場合に限りと定めているのか、または、特に市長が認めた場合と定めているのか、市町により異なる

る。要綱を改定する場合は、今年度の実施は難しい。

- 実証研究であれば、また、県で事業所の状況もつかんでいるのであれば、手挙げ方式でなくてもよい。
- 日中一時支援や放課後等デイサービスに行く移動支援は認めているが、そこでも車が満杯で配車の枠に入れるかが難しい。
- 看護師を朝夕の時間帯だけ雇用するということは不可能に近い。
- 損害保険責任の問題だが、ここで起こる医療事故は本当に致命的なことも想定しておかなければならない。市町のウエイトが重いので、実証研究であれば県で主体的にやっていただきたい。
- 教育に通学保障までの義務はないという考え方を県教委が言うのであれば、なおのこと市町にそれ以上の責任はない。
- 実証研究ということであれば、県教委もしくは障害福祉課が主体的に直接事業を実施すべき。例えば、福祉タクシー券を配り、必要に応じて学校看護師が同乗するという方法のほうが、実現の可能性がある。実証研究として県で責任を持ってやればよい。
- 今回の実証研究事業により移動支援事業を使うことでの課題は明らかになるが、実際に医療的ケアの必要な人の状況によって出てくる課題も異なる。広く総合的に検証するとすると、県事業として実施すべき。
- 実証研究をしようかというだけでこれだけの課題が出ている。
- 今からのスケジュールでは、12月補正、1月実施しかない。
- 実証研究であるなら、移動支援事業の経費も含め、実証研究の経費すべてを県が負担すべき。
- 県立学校や事業者への委託という方法もある。
- 移動支援事業に医療がからむことは道路運送法上の問題はないのか。
- 事業者の看護師の使用責任だけでなく、市町の委託元としての責任も問われる可能性がある。
- 訪問教育があるから教育の義務は果たせるのかもしれないが、校区編成など教育にできることがもっとある。
- 教育委員会と福祉が歩み寄っていればまだわかるが、教育は引いていて福祉サイドでなんとか、というのがまずありきななので、市町には納得できない。
- 福祉サイドとしては、放課後支援にもっと力を入れたい。
- 県教委の立場が弱いのではという気がする。

医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業の応募手続等説明会 市町意見  
平成26年9月26日（金） 北新館5C 9:45～11:50

（事業費について）

- 県の事業としてやるべきものを、市町の地域生活支援事業でやるのであれば、それに対する上乘せがあってしかるべき。
- 補助割れは市の大きな負担ということも大きな課題なので、それを含めての対応をしていただきたい。
- 補助割れ問題を含めて、どこかが手を挙げてうまくいったから、どこの市町でもやれるとなるのではないかという心配もある。実証研究が成功したから、移動支援事業がベストだとされては困る。

（看護師確保について）

- 研究会の中間まとめに学校看護師が望ましいとあり、さらに看護師の確保の難しさが大きな課題だとされたのだから、まず学校看護師をあたるべき。その他の方策はより厳しい。学校看護師の確保ができるのであれば応募がしやすい。
- 少なくとも学校看護師は3時からフリーになる。看護師をいちから探すのと、いる人を活用するのとではまったく異なる。
- 市町は市民の声を直接聞いている。毎日でなくてもしんどいときに支援してもらいたいという話を聞いている。実証研究で示された枠組みでは看護師が見つからない、ということでもどの市町も困っている。今いる学校看護師をなんとか活用していただけるのならできなくもない。

（事業所確保について）

- せめて看護師を確保してくれるのであれば委託先の移動支援事業所を探せなくもない。
- 事業所探しも実のところ大変である。市内に限らず範囲を広げてあたることになる。

（事業の組立てについて）

- 学校看護師を活用してということであれば、県が直接払ったらよい。
- 20キロの移動が必要な人もあれば徒歩で通える範囲の人もいる。雪が降るなどの地域差もあり、いろんなケースでやっていくのが実証研究である。
- 今回は1市町なのだから、学校看護師を使う実証研究にするべき。
- 市町へ委託しなくとも直接看護師を雇用して、移動支援事業を使うというやり方もできる。移動支援事業が市町の事業だからとはいえ、わざわざ市を介して進める必要はない。

（その他）

- 県からぜひ市町にお願いしたいというのであれば、ここまでは県でなんとかやるという条件がなければ受けられない。



- 実証研究を行うにあたっては研究会にも諮ってアドバイスを受けて進めていくことになっていたが、それがないままに、市町と県の間だけになっている。
- 保護者の声も、本当に保護者のためという県教委の気持ちが見えてこないと言われている。
- 中間まとめが昨年なされて、今年度、本来は上半期に実証研究をするという勢いだった。5月の研究会では、実証研究をやりながら、研究会も開き、両方やりながらということだったが、ズルズル来ている。
- もう一度仕切り直すぐらいの気持ちでできないか。手が挙がらなかつたらではなく、県としてもう一度やり方を見直して、公募するぐらいの姿勢でやってもらいたい。
- 重要な課題と理解している。実証研究事業は市町の協力を得てという県のスタンスは理解している。
- 市町も受けるとなったらタイムリミットがある。手を挙げるとなったら事業者と調整をしたうえで挙げなければならない。結果的に事務所と調整ができませんでした、となるような補正はできない。そこまでの調整を考えると非常に厳しい。

滋 障 福 第 2 3 5 4 号  
滋 教 委 学 支 第 6 6 3 号  
平成 26 年(2014 年)11 月 7 日

各市町障害福祉主管課長 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長  
滋賀県教育委員会事務局学校支援課長  
(公 印 省 略)

平成 26 年度医療的ケア児童生徒通学支援実証研究事業について

平素は、本県の障害福祉施策ならびに特別支援教育の充実、推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業につきましては、平成 26 年 9 月 18 日および 26 日に事業に関する説明会を開催し、事業にご協力いただける市町を募りましたところ、残念ながら市町からの応募はございませんでした。

また、説明会の中では、複数の市町から、実証研究事業に関する看護師や移動支援事業者は県が確保すべきといった趣旨のご意見もいただきました。

今回の実証研究事業においては、看護師や移動支援事業者をどのように確保するのかといったことも主要な研究課題の一つとなっておりますことにご理解いただきたいと存じますが、まずは事業の早期着手を目指す観点から、県として個別の訪問看護ステーションや特別支援学校看護師、また、個別の移動支援事業者に実証研究事業への協力依頼の働きかけを行いたいと考えております。

つきましては、今後、上記関係者への協力依頼の働きかけを行った上で、協力が得られる看護師や移動支援事業者の所在地といった地理的な要因なども踏まえて、個別の市町に事業へのご協力を改めてお願いしたいと考えております。

いずれにしても、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者のご負担を少しでも軽減できますよう、県、市町、医療、福祉、教育のそれぞれが、それぞれの立場において何ができるか、まずは実証研究を行って研究、検証してまいりたいと存じますので、本事業の実施についてご理解とご協力を頂戴できますようよろしくお願い申し上げます。